



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>
 鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

平成30年の労働災害発生状況(確定)について

平成30年における鳥取県内の労働災害発生状況は、下表のとおりです。

死亡者数は、1人（3人減少）で平成28年に続き、過去最少となりましたが、休業4日以上の死傷者数は、535人（28人増加）で2年連続の増加となり、平成29年に続き、500人超えとなりました。

このうち、複数年において増加している業種【機械器具製造業】・【建築工事業】・【道路貨物運送業】・【卸・小売業】については、次の災害発生状況の分析を踏まえ、労働災害防止対策を徹底していただくようお願いします。

【機械器具製造業】

18人中、「転倒」災害が8人（44.4%）、「墜落・転落」災害が3人（16.7%）などとなっており、昨年より「転倒」災害が4人、「墜落・転落」災害が2人増加しています。

「転倒」災害では、移動中に転倒したものが6人（75%）（内、凍結や床がぬれているなどにより滑り、被災したものが4人（66.7%））と大部分を占めています。

「墜落・転落」災害では、脚立から墜落したものが2人（66.7%）（降りる、脚立から動く）と大部分を占めています。

【建築工事業】

59人中、「墜落・転落」災害が31人（52.5%）、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」災害が、それぞれ6人（10.2%）などとなっており、昨年より

「はさまれ・巻き込まれ」災害が5人、「墜落・転落」及び「飛来・落下」災害が、それぞれ2人増加しています。

「墜落・転落」災害では、「新築工事」における災害が5人（16.1%）、「改修・リフォーム工事」における災害が13人（41.9%）、「解体工事」における災害が4人（12.9%）、「塗装工事」における災害が1人、「準備作業など工事以外の作業」での災害が8人（25.8%）となっています。

墜落した箇所としては、「足場」からが7人（22.6%）と最も多く、次いで「階段」、「屋根」、「はしご・脚立」からが、それぞれ4人（12.9%）、「トラック」からが3人（9.7%）となっています。

「飛来・落下」災害では、持っていた部材やその付属物が落ちたものが2人（33.3%）、上下での受け渡しの失敗で当たったものが1人（16.7%）、玉掛け用具の長さが違うことで斜めになり落ちてきたものが1人（16.7%）などとなっています。

「はさまれ・巻き込まれ」災害では、トラック、フォークリフトの後進の際接触したものが2人（33.3%）、作業を行っていて部材で挟んだものが2人（33.3%）などとなっています。

「切れ・こすれ」災害では、木材加工用機械での作業中が4人（66.7%）（内、丸ノコ盤が反動で動き当たったもの

(次頁につづく)

平成30年労働災害発生状況(確定)

平成30年1月～12月発生状況(確定) 鳥取労働局

署別 業種別	合計			鳥取署			米子署			倉吉署		
	平成30年 死傷者数	平成29年 死傷者数	増減数 (%)	平成30年 死傷者数	平成29年 死傷者数	増減率 (%)	平成30年 死傷者数	平成29年 死傷者数	増減数 (%)	平成30年 死傷者数	平成29年 死傷者数	増減率 (%)
全産業	(1) 535	(4) 507	28	5.5	191	(3) 173	18	10.4	248	(1) 254	-6	-2.4
製造業	(1) 109	(1) 95	14	14.7	45	(1) 34	11	32.4	46	48	-2	-4.2
木材・木製品・家具装備品製造業	5	6	-1	-16.7	1	3	-2	66.7	2	3	-1	-33.3
鉄鋼・金属製品製造業	15	(1) 16	-1	-6.3	6	(1) 5	1	20.0	7	8	-1	-12.5
機械器具製造業	18	12	6	50.0	10	8	2	25.0	5	3	2	66.7
食料品製造業	(1) 41	36	5	13.9	11	8	3	37.5	23	22	1	4.5
上記以外の製造業	30	25	5	20.0	17	10	7	70.0	9	12	-3	-25.0
建設業	84	(2) 95	-11	-11.6	30	(1) 30	0	0.0	32	(1) 37	-5	-13.5
土木工事業	19	(2) 32	-13	-40.6	7	(1) 16	-9	-56.3	8	(1) 10	-2	-20.0
建築工事業	59	53	6	11.3	20	12	8	66.7	22	21	1	4.8
木造家屋建築工事業	21	26	-5	-19.2	7	11	-4	-36.4	10	8	2	25.0
その他の建築工事業	38	27	11	40.7	13	1	12	1200.0	12	13	-1	-7.7
その他の建設業	6	10	-4	-40.0	3	2	1	50.0	2	6	-4	-66.7
輸送業	79	(1) 59	20	33.9	34	(1) 19	15	78.9	38	38	0	0.0
道路貨物運送業	70	(1) 50	20	40.0	28	(1) 15	13	86.7	35	33	2	6.1
その他の運輸交通業	9	9	0	0.0	6	4	2	50.0	3	5	-2	-40.0
林業	18	16	2	12.5	8	7	1	14.3	5	8	-3	-37.5
その他の事業	245	242	3	1.2	74	83	-9	-10.8	127	123	4	3.3
卸・小売業	82	76	6	7.9	26	28	-2	-7.1	44	42	2	4.8
飲食店	12	16	-4	-25.0	7	4	3	75.0	4	11	-7	-63.6
清掃業・ビルメンテナンス業	20	24	-4	-16.7	9	10	-1	-10.0	11	11	0	0.0
旅館・ホテル業	15	13	2	15.4	2	2	0	0.0	9	8	1	12.5
保健衛生業	59	59	0	0.0	18	19	-1	-5.3	25	27	-2	-7.4
通信業・金融業等	13	8	5	62.5	1	3	-2	-66.7	8	5	3	60.0
上記以外のその他の事業	44	46	-2	-4.3	11	17	-6	-35.3	26	19	7	36.8

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。

機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

(前頁のつづき)

のが2人（50%）、完全に止まっていない丸ノコ盤の歯に触れたものが1人（25%）、部材を持った際その部材で切ったものが2人（33.3%）となっています。

【道路貨物運送業】

70人中、「墜落・転落」災害27人（38.6%）、「転倒」災害が11人（15.7%）、「動作の反動・無理な動作」が7人（10%）などとなっており、前年より「墜落・転落」災害が10人、「交通事故」が5人、「転倒」災害が4人増加しています。

「墜落・転落」災害では、トラックから墜落したものが23人（85.2%）と大部分を占めており、状況としては、トラックへの昇降の際が9人（39.1%）、荷締作業の際が4人（17.4%）、シート掛け外しの際と荷台での作業中の際が、それぞれ3人（13.0%）となっています。

「転倒」災害では、移動中に転倒したものが6人（54.5%）（内、凍結で滑ったものが4人（66.7%）、つまずいたものが1人（16.7%）、バランスを崩したものが1人（16.7%）、荷卸し中、積込み作業中に転倒したものが、それぞれ2人（18.2%）となっています。

「動作の反動・無理な動作」では、「物を押す」や「物を持つ」などの動作により被災したものが5人（71.4%）と、大部分を占めています。

「交通事故」では、自損事故が3人（50%）（内、中央分離帯、縁石に乗り上げたものが、それぞれ1人）、相手から追突されたものが2人（33.3%）、相手に追突したものが1人（16.7%）となっています。

【卸・小売業】

82人中、「転倒」災害が34人（41.5%）、「墜落・転落」災害が13人（15.9%）、「動作の反動・無理な動作」が7人（8.5%）などとなっており、昨年より「激突」、「高温・低温の物との接触」が、それぞれ5人、「墜落・転落」災害が4人増加しています。

「転倒」災害では、移動中に転倒したものが26人（76.5%）で、内、滑ったものが16人（61.5%）（内、凍結・雪・床がぬれているが13人（81.3%））、つまずく・引っかかったものが4人（15.4%）、足がもつれたものが3人（18.8%）、踏み外したものが2人（12.5%）などとなっています。

「墜落・転落」災害では、脚立から落ちたものが4人（30.8%）（内、降りる際に滑ったものが3人（75%）、作業中バランス崩したものが1人（25%））、いす・踏み台から落ちたものが3人（23.1%）（いすが動いた、バランス崩した、踏み外したが、それぞれ1人）、階段から落ちたものが2人（15.4%）（降りる際、もつれる、踏み外すが、それぞれ1人）などとなっています。

「動作の反動・無理な動作」では、物を持ち上げる際被災したものが4人（57.1%）（内、腰痛を発症させたものが3人（75%））、作業中に踏ん張るなどの動作により被災したものが3人（42.9%）となっています。

近年の労働災害発生状況において、最も多く発生している事故の型は、「転倒」災害であり、平成30年においては全体の26.5%を占めています。厚生労働省においても平成27年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開し、その防止を図っているところです。

転倒災害を防止するため、①作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消②4S（整理、整頓、清掃、

掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去③照度の確保、手すりや滑り止めの設置④危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進⑤定期的な職場点検、巡視の実施を実践してください。

また、①転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進、②作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進③転倒予防体操の励行の実施も効果的であるので、導入を検討してください。

事業場の安全衛生を確保するためには、事業場が自主的な安全衛生活動に取り組んでいくことが重要となります。災害の多い職場は「職場の魅力」も乏しくなり、労働者の確保や定着にも影響がでてくるのではと思います。

職場において安全衛生の取組を進めるには、事業者を責任者とした組織的な活動を行っていくことが必要です。

事業者から各級管理者に至るまで、それぞれの役割、権限などを明らかにして、それぞれが、その職務を励行していくことが必要となります。

主な安全衛生活動例は、次の通りです。

【5S活動】

5S活動は、安全で、健康な職場づくり、そして効率的な作業の向上をめざす活動で、整理、整頓、清掃、清潔、しつけを行う事をいいます。

5S活動は、職場の仕事に関して、必要なものだけが置かれ、必要なものがいつも同じ場所にあり、必要なものが汚れない状態であり、いつ見ても職場がその状態であって作業者の身体や服装がきれいである、これを習慣化して続けていくようとする活動です。

【ヒヤリハット報告活動】

ヒヤリ・ハット事例を収集することで、職場の潜在的な危険要因（不安全行動や不安全状態）がみえてくるので、これにより設備の改善、作業手法の改善、教育の実施等より安全な職場環境への移行につながる。

【安全衛生改善提案活動】

業務に関する着想、改善意見などを労働者から提案する制度で、具体的な安全衛生対策をたてる上で役立つのみならず、提案の過程を通じて安全衛生意識の向上に役立つ。

【KYT（危険予知訓練）】

危険に関する情報をお互いに寄せ集め、話し合って共有化し合い、それを解決していく中から、危険のポイントと行動目標を定め、それを潜在意識に強く訴えて、危険に対する感受性や問題解決能力を高め、要所要所で指差し呼称を行うことにより、集中力を高めるとともにこれらを顕在意識に呼び起こし、安全を確認して行動するための手法。

冒頭で言及した通り、県内の労働災害は増加の傾向にあり、これに歯止めをかけ減少に転じるようにすることは喫緊の課題となっています。

是非、基本に立ち返って安全衛生活動に取り組んでください。

上記の安全衛生活動を恒常的に実施していただくことと、誰もが取り組める安全な作業方法（手順）を確立していただき、これを順守していただく、職場に潜む危険要因を撲滅することで、労働災害防止に努めていますよう、よろしくお願ひいたします。

鳥取労働局外国人労働者 相談コーナー設置のお知らせ

今年4月から、鳥取労働局では、外国語による労働条件に関する相談を受け付けています。

対応言語は、英語・ベトナム語です。

場所：鳥取労働局労働基準部監督課

曜日：①英語 火・木曜日

②ベトナム語 月・水曜日

時間：①英語

9時～16時30分（12時～13時を除く）

②ベトナム語

9時～12時

※曜日、時間は変更になることがあります。

相談内容：外国語による「賃金、解雇、退職、労働時間、休日などの労働条件一般」

相談方法：来局又は電話

電話：0857-29-1703

※日本語による相談は、これまでどおり、総合労働相談コーナー、各労働基準監督署で対応しています。

労働条件相談ほっとライン (委託事業)のご案内

平日夜間、土日・祝日に、無料の電話相談を実施しています！

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払・残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。

電話相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。匿名での相談も可能です。

なお、厚生労働省委託事業（委託先：株式会社東京リーガルマインド）のため、「労働条件相談ほっとライン」より事業場に対する指導等はできません。

「労働条件ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語及びネパール語の8言語に対応しています。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日(月～金) 午後5時～午後10時	0120-811-610
英語			0120-004-008
中国語			0120-150-520
ポルトガル語			0120-290-922
スペイン語	火、木、金、土	○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-336-230
タガログ語	火、水、土		0120-400-166
ベトナム語	水、金、土		0120-558-815
ミャンマー語	水、日		0120-662-700
ネパール語			0120-750-880

※携帯電話・PHSからも利用可能

※年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

年次有給休暇の 時季指定の留意点について

労働基準法の改正により（施行2019年4月～）、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させることとなりました。

【法改正のポイント】は次の3点です。①対象者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者（管理監督者を含む）であること、②労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者は「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」及び2019年4月から新設された「使用者による時季指定（※）」のいずれかの方法で労働者に年5日以上の年次有給休暇を取得させる必要があること、③取得させた日数等を管理するため、年次有給休暇管理簿を作成すること、です。

【年次有給休暇管理簿の作成・保存】

使用者は、労働者ごとに時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。

なお、年次有給休暇管理簿は労働者名簿または賃金台帳とあわせて調製することができます。以下（例）。

また、必要なときにいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えありません。

（例）労働者名簿又は賃金台帳に以下のようない
必要事項を盛り込んだ表を追加する。

年次	基準日	2019/4/1	基準日
有給 休暇 取 得 日 数	取得日数	18日	日数
年次有給 休暇を取 得した日	2019/6/3(月)	2019/10/9(火)	2019/11/3(火)
	10/9(火)	11/3(火)	12/6(金)
		1/14(火)	2/10(月)
		3/18(木)	3/20(金)
時季（年次有給休暇を取得した日付）			

【注意！】以下の取扱いは望ましくありません】

①法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

⇒ 実質的に年次有給休暇の取得の促進につながっておらず、望ましくありません。

②会社が独自に設けている有給の特別休暇（※）を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

（※）法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。

⇒ 今回の改正を契機に当該特別休暇を廃止し、年次有給休暇に振り替えることは、法改正の趣旨に沿いません。また、特別休暇などの労働条件の変更は労働者と使用者が合意して行うことが原則です。なお、特別休暇を取得した日数は、使用者が時季指定すべき年5日の年次有給休暇から控除できません。

事業場の安全・健康・快適の問題解決を応援！

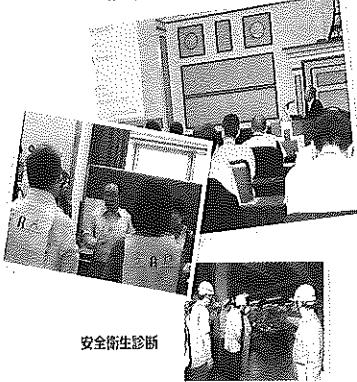
中災防賛助会員 入会のご案内

企業の自主的な安全衛生活動を支援(人材育成・技術サポート・情報発信)します

賛助会員にご加入いただくと以下の特典があります。

★教育研修・専門技術の利用 が会員料金

セミナー・研修会

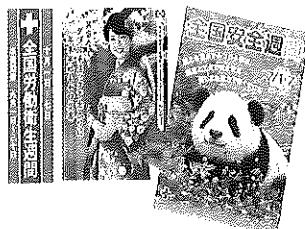


安全衛生診断

★安全衛生ホットラインの利用



★各週間の時などに ポスター、用品、図書の配布



★「全国産業安全衛生大会」 のご優待

入会方法

- いつでもご入会いただけます。申込書に必要事項をご記入の上、E-mailまたはFAXにてお申込みください。年度途中のご入会の場合、会費は月割りとなります。
- 会費は年会費1口50,000円、従業員50人未満の事業場は1口40,000円です。お申し出により、5月と10月の年2回の分割納入ができます。
- 事業場単位でのご入会となります。
- 入会申込書到着後、入会月の10日頃に会費の請求書等、関係書類類をお送りいたします。
- お問合せ：中央労働災害防止協会 教育推進部 (TEL: 03-3452-6049)
または最寄りの安全衛生サービスセンターにお問い合わせください。

JISHA 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [担当] 教育推進部
TEL: 03-3452-6049 FAX: 03-5443-9845
ホームページ: <http://www.jisha.or.jp/>

免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 令和元年10月12日（土）
- 場所 倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）
- 試験の種類
 - ▼ 一級ボイラー技士
 - ▼ 二級ボイラー技士
 - ▼ ボイラー整備士
 - ▼ クレーン・デリック運転士
(クレーン限定)
 - ▼ 第一種衛生管理者
 - ▼ 第二種衛生管理者
- 受付期間
郵送受付（簡易書留）
8月12日（月）～8月23日（金）必着

窓口受付

8月26日（月）～8月28日（水）

○ 受付及び問い合わせ等

鳥取県労働基準協会 本部 (☎ 0857-52-7300)
〃 西部支部 (☎ 0859-34-5876)
〃 中部支部 (☎ 0858-22-9054)

★下の項目をチェックして職場の熱中症予防に努めましょう！

- 暑さ指数（WBGT値）の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を摂っていますか？
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

★異常を認めたときは、すぐに救急車を呼びましょう。

令和元年度 定期会員総会を開催

令和元年度（一社）鳥取県労働基準協会定期会員総会を6月7日（金）鳥取市永楽温泉町の「バードスティホテル」で開催しました。来賓として、丸山鳥取労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長、平井健康安全課長のご出席をいただき盛大に開催されました。竹中会長のあいさつ、丸山局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「平成30年度決算報告承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。

また、第3号議案「役員補充の件」については、理事の竹田幸喜氏（西部支部副支部長）並びに監事の高浪秀

紀氏（西部支部）の辞任に伴い、理事に森安誠氏（西部支部副支部長）並びに門脇仁史氏（西部支部）が選任され、原案どおり承認可決されました。

続いて、報告事項として

(1) 平成30年度事業報告の件、(2) 平成30年度公益目的支出計画実施報告の件、(3) 令和元年度事業計画の件、(4) 令和元年度収支予算の件が村澤専務理事から報告されました。

なお、平成30年度収支決算書及び令和元年度収支予算書は次のとおりです。

平成30年度 収支決算書 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（単位：円 △印=減）

科 目	実 施 事 業			収 益 事 業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹部会	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	34,801,813	387,475	35,189,288	62,408,133	472,893	0	4,786,520	67,667,546	12,100,542	114,957,376
経常費用計	28,750,704	12,675,585	41,426,289	50,959,556	711,965	2,950,644	5,482,763	60,104,928	7,407,904	108,939,121
一般正味財産期首残高	8,538,723	△32,062,967	△23,524,244	26,817,762	△283,624	△7,078,841	△447,792	19,007,505	185,392,655	180,875,916
一般正味財産期末残高	145,589,832	△44,351,077	△29,761,245	38,266,339	△522,696	△10,029,485	△1,144,035	26,570,123	190,085,293	186,894,171

令和元年度 収支予算書 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで（単位：円 △印=減）

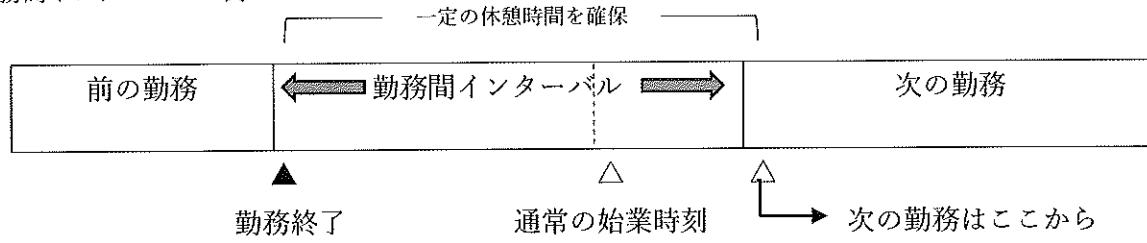
科 目	実 施 事 業			収 益 事 業					法人会計	総合計
	01特別教育	02行事・広報	小 計	他1技能講習等	他2用品販売等幹部会	他3研修・交流等	他4労働保険	小 計		
経常収益計	27,665,000	365,400	28,030,400	62,005,000	434,900	0	4,790,000	67,229,900	11,985,200	107,245,500
経常費用計	28,167,720	12,871,720	41,039,440	50,281,230	676,020	2,790,670	5,141,520	58,889,440	7,760,464	107,689,344
一般正味財産期首残高	14,589,832	△44,351,077	△29,761,245	38,266,339	△522,696	△10,029,485	△1,144,035	26,570,123	190,085,293	186,894,171
一般正味財産期末残高	14,087,112	△56,857,397	△42,770,285	49,990,109	△763,816	△12,820,155	△1,495,555	34,910,583	194,310,029	186,450,327

「勤務間インターバル」という言葉をご存じでしょうか。

「勤務間インターバル」とは、2018年6月29日、「働き方改革関連法」に基づき「労働時間等設定改善法」が改正され成立したもので、勤務終了後、一定時間以上の「休息時間」を設けることで働く方の生活時間や睡眠時間を

確保するというものです。これにより前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務となり2019年4月1日から施行されました。

○ 勤務間インターバルの例



○ この他、ある時刻以降の残業を禁止し、次の始業時刻以前の勤務を認めないこととするなどにより「休息時間」を確保する方法も考えられます。

一定の休息時間を確保することで、労働者が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるようになると考えられています。

なお、厚生労働省では、勤務間インターバルの導入に取り組む中小事業主の皆様を支援するため「時間外

労働等改善助成金」勤務間インターバル導入コースを用意しております。

「勤務間インターバル制度」及び「時間外労働等改善助成金」勤務間インターバル導入コースについて詳しくお知りになりたい場合やご質問等がございましたら、鳥取労働局雇用環境・均等室（TEL0857-29-1701）または、働き方改革サポートオフィス鳥取（TEL0800-200-3295）までおたずねください。

令和元年度「ゼロ災55」無災害運動スローガンの募集について

鳥取労働局では、関係労働災害防止団体と連携して、労働災害が多くなると言われる年末までの55日間（11月7日から12月31日まで）における県内の事業場の労働災害防止対策を推進するため、「ゼロ災55」無災害運動を展開することとしています。

つきましては、安全衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働災害防止活動の促進を図ることを目的として、本運動のスローガンを募集（募集期間：令和元年7月19日まで）いたします。

元号が「令和」に代わって初めての無災害運動スローガンとなりますので、是非、御応募ください。

なお、応募要項、応募用紙につきましては、鳥取労働局又は、鳥取県労働基準協会のホームページを御覧いただき、用紙をダウンロードしてお使いください。

働くお父さん、 育児休業を取得しましよう！

仕事も子育ても、どちらも充実させたい、そんな価値觀を持つ働くお父さんたちが増え、子育てを後押しする制度も拡充されました。

「男性も育児休業を取れるの？」と思っている皆さん！

妻が専業主婦であっても、父親である男性も育児休業を取得することができます。

併せて、以下のような制度を御存じですか？

○男性が妻の出産後8週間以内に休業した場合には、2度目の育児休業が取得できます。（パパ休暇）

○夫婦ともに育児休業を取得した場合には、1歳2カ月まで、1年間の育児休業を取得することができます。（パパママ育休プラス）

子育て期のワーク・ライフバランスとして育児休業を取得してみませんか！

なお、厚生労働省では、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組む等された事業主の皆様に「両立等支援助成金」（出生時両立支援コース）を用意しております。

育児に関わる諸制度及び「両立等支援助成金」（出生時両立支援コース）について、参考となるパンフレット等ございますので、気軽にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

鳥取労働局雇用環境・均等室（指導担当）

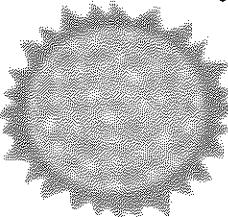
電話 0857-29-1709



東部支部だより

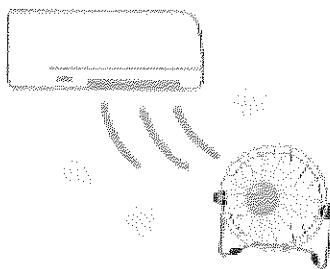
熱中症を防ごう！

（鳥取労働基準監督署）



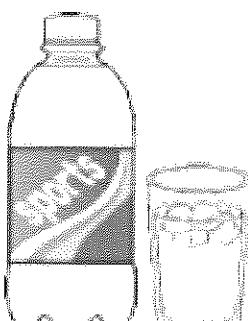
今年も夏がやってきました。海や山でのレジャーには絶好の季節ですし、熱い最中に飲むビールは格別です。しかしながら、猛暑となる時期でもありますから熱中症予防対策を重点的に取り組まなければならない季節であります。職場における熱中症で亡くなる人は毎年全国で10人以上に上り、4日以上仕事を休む人は400人を超えます。

鳥取労働局及び県内3か所（鳥取・米子・倉吉）の労働基準監督署では、「STOP! 热中症クールワークキャンペーン」を展開中です。「STOP! 热中症クールワークキャンペー



ンペーン」期間中は、熱中症のなりやすさの指標である「暑さ指数（WBGT値）」の把握、暑さ指数の低減措置、暑さ指数に応じての作業時間の短縮・休憩の増加、定期的な水分・塩

分の摂取、労働者の健康状態の確認などが推奨されています。熱中症は体内の電解質バランスが崩れることによって起こるものですから、水分・塩分を定期的に摂取することで電解質バランスを保つことが特に重要です。水分・塩分の摂取を労働者任せにすれば、労働者が仕事に集中していたりすると「渴き」の感覚がマヒしやすく、そうなると水分・塩分補給のタイミングを逸して熱中症が発症しかねません。職長や班長などの責任者が時間を計って、班員全員で水分・塩分を摂取するなど、労働者任せにしない定期的な摂取を心掛けましょう。また、異常を感じたときはためらわずに救急車を呼びましょう。



令和元年5月24日付け広島気象台発表の3か月予報によりますと、今年の7月及び8月の平均気温はともに「ほぼ平年並み」、平均降水量はともに「半年並が多い」とされています。7月8月は高温多湿となり、熱中症になるリスクは高くなることが予想されます。ぜひとも、「STOP! 热中症クールワークキャンペーン」の取り組みに賛同いただき、職場での「熱中症ゼロ」を実現しましょう！

「STOP! 热中症クールワークキャンペーン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

専門3部会合同委員会を開催しました

東部支部では令和元年度の労務管理部会・産業安全部会・労働衛生部会の合同委員会を6月12日に白兎会館にて開催いたしました。

合同委員会では、鳥取労働基準監督署長の仲濱弘昭様、第一方面主任監督官の西川祐輔様、及び安全衛生課長の長谷川匡男様にご臨席いただき、また、多くの専門部会委員の皆様にご出席いただき、本年度の事業計画実施に関する貴重なご意見などをお聴きしました。

特に、鳥取労働基準監督署の皆様からは、本年4月から施行されている「働き方改革関連法」で改正された労働基準法や労働安全衛生法の具体的な内容の留意点や行政の取組に関する情報を説明いただきました。

また出席委員からは、支部会員を対象とした研修会として「事業所内で発生する労働条件や労働契約等に関するトラブルの実例とその発生原因、るべき対処方法や解決に向けて参考となる取組実例」などをテーマとしたものの実施要望が提出されました。これについては、行政機関からいただける情報の程度、実施形態等について事務局で検討し、あらためて各委員のご意見などをお聴きすることといたしました。

本年度の事業で今後具体化したものは、順次、会員各位へお知らせしてまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

各委員の皆様には、ご多忙の中にもかかわらず委員会にご出席いただき、活発なご協議とともに支部事業活動の充実に資するご意見等をいただき、あらためて感謝申し上げます。

「お気軽セミナー」・「お気楽勉強会」をはじめます!!

「お気軽セミナー」と「お気楽勉強会」については、5月1日号でもお知らせいたしましたが、昨年度に引き続いだ、本年度も「お気軽セミナー」を7月11日(木)午前10時から11時、「お気楽勉強会」を7月29日(月)午前9時から10時(又は午後1時30分から2時30分)を皮切りとして年7回開催します。

いずれも参加は無料です。使用する資料等は当方から提供いたします。

「お気軽セミナー」は当支部の会員、非会員にかかわらず、誰でもご参加いただけます。

「お気楽勉強会」は当支部の会員様のみご参加いただることとしています。

詳細や、具体的なスケジュール等は鳥取労働基準協会のホームページ「協会各支部からのお知らせ」の「(一社)鳥取県労働基準協会 東部支部」でお知らせいたします。



(<http://www.totori-rouki.or.jp/newpage12.html>)

たくさんの方々にご参加いただきますよう、お願いとともにご案内申し上げます。

西部支部だより

西部支部合同専門部会を開催しました

西部支部では、「産業安全部会」、「労働衛生部会」、「労務管理部会」の3つの専門部会を設置して、会員の皆様の要望等にお応えするために具体的な取組を検討いただいているいます。

令和元年度は、6月6日(木)にANAクラウンプラザホテル米子で開催し、各専門部会の部会長及び副部会長を確認いただくとともに、令和元年度の事業計画を決定いたしました。

また、合同専門部会の活動の一環として、米子労働基準監督署 江谷労災課長から「労災保険給付の概要について」と題して労災保険給付の現状を説明いただくとともに、西尾社会保険労務士より「働き方改革関連法に伴う労働時間管理等について」と題して講演をいただき、労働時間の適正な管理について理解を深めることができました。

研修会 開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では次の研修会を開催します。

多数の受講をお待ちしています。

☆安全管理者選任時研修

日時 令和元年7月23日～24日

7月23日(火) 9時～17時

7月24日(水) 9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆安全衛生推進者養成講習

日時 令和元年7月31日～8月1日

7月31日(水) 9時～17時

8月1日(木) 9時～12時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆KYT(危険予知訓練)研修

日時 令和元年9月12日(木) 9時～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 令和元年9月19日(木) 13時30分～17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育

日時 令和元年10月8日～9日

10月8日(火) 9時～17時

10月9日(水) 8時30分～12時30分

中部支部だより

「安全管理者等研修会」を開催

6月18日(火)、安全管理者等安全担当者を対象に研修会を開催しました。

最初に、高塚俊夫氏(元労働基準監督署長)から「労災年金受給者からの伝言～それでいいのか安全管理～」と題して、豊富な経験に基づき次のとおり、分り易い説明がありました。

- (1) 労災年金受給者に接して
 - (2) 中小規模事業者における安全管理の課題
 - 経営トップの意識
 - 安全担当者の兼職による多忙と孤立
 - (3) 安全配慮義務
 - (4) 真の災害ゼロ(危険ゼロへ)
 - (5) 災害リスクの把握
 - (6) 基本的な安全管理の進め方
 - (7) 安全に関する至言
 - (8) 災害防止も心技体
- 次いで、倉吉労働基準監督署橋田労働基準監督官から「労働災害防止について」と題して、具体的な対策について、説明がありました。
- (1) 労働災害の発生状況と課題
 - (2) 災害防止対策
 - 業種ごとの特徴を把握する。
 - 災害事例を把握し、防止対策に生かす。
 - 災害発生原因の究明(安全管理上の欠陥・不安全な状態・不安全な行動)
 - 安全「見える化」とつとり運動
 - (3) 安全衛生法令の改正
 - 伐木作業等の安全対策規制の強化
(「特別教育」、「かかり木の処理」、「切創防止用保護具の着用」、「立入禁止の措置」等)
 - (4) 熱中症対策
 - 熱中症は年々増加し、特に7・8月に集中して発生している。(88.7%)
 - 屋外だけでなく、屋内においても発生している。
 - WBGT値によりリスクを把握し、予防策を講じる。

プレス災害防止協議会の総会を開催

鳥取県中部地区プレス災害防止協議会の令和元年度定期総会を、5月28日(火)に倉吉地方合同庁舎において開催しました。

当日は、倉吉労働基準監督署から久保田署長と橋田監督官にご出席頂きました。

当協議会の河本会長(日庄スーパー・テクノロジーズ(株))を議長として

- (1) 平成30年度事業報告及び活動経費決算
- (2) 令和元年度事業計画(案)及び活動経費予算(案)について審議し、原案のとおり承認されました。
- 令和元年度活動計画
- (1) 会議関係(役員会、定期総会)
- (2) 研修関係(研修会、管外優良事業場の視察研修)
- (3) 啓発・普及関係
 - 安全週間・労働衛生週間の実施要綱及び関係資料の配布
 - 安全衛生、労務管理等関係資料の配布
 - 「ゼロ災55」無災害運動への参加
 - プレス機械特定自主検査の実施勧奨
 - 各種講習会・研修会への参加勧奨

総会の終了後、倉吉労働基準監督署から次の事項について研修を受けました。

<プレス災害防止協議会における研修内容>

【安全衛生対策】

1. 労働災発生状況について
 - ① 鳥取県における現状と課題
 - ② プレス災害事例と防止対策
2. 改正労働安全衛生法について
 - ① 産業医・産業保健機能の整備
 - 産業医の活動環境の整備
 - 健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い
 - ② 長時間労働者に対する面接指導等
 - 全ての労働者(管理監督、みなし労働時間制の適用者、裁量労働制の適用者等を含む。)の労働時間の状況の把握義務
 - 面接指導の対象となる労働者の要件を拡大
3. 熱中症の防止について
 - ① 熱中症の発生は年々増加しており、また屋外だけでなく、屋内においても発生している。
 - ② WBGT値による熱中症リスクを把握し、予防策を講じること。
4. 受動喫煙の防止について
 - ① 2019年7月に学校・病院・児童福祉施設等行政機関が原則敷地内禁煙
 - ② 2020年4月にそれ以外の施設等が原則屋内禁煙となることを控え、事業場においても対応が差し迫っている。

【働き方改革】

1. 時間外労働の上限が罰則付きで規制された。
 - ① 時間外労働の上限は、原則として、月45時間・年360時間となった。
 - ② 臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、次の範囲内を上限とする。
 - 時間外労働………年720時間以内
 - 時間外労働+休日労働………月100時間未満及び2~6か月平均80時間以内
 - 月45時間を超えることができるのは、年6か月まで。
 - ③ 法改正により、36協定で定める事項が変わり新しい様式による36協定届が必要です。
2. 5日の年次有給休暇の取得義務化
 - ① 年次有給休暇管理簿を作成し、個人ごとに5日間の年次有給休暇が取得できているか否かを管理することが必要です。
 - ② 年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、「対象となる労働者の範囲」や「指定の方法」等について就業規則に定め、就業規則変更届が必要です。
3. 中小企業において、月60時間超の残業の割増賃金率が50%となります。(2023年4月施行)
4. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。(大企業 2020年4月施行)
(中小企業 2021年4月施行)
5. 「時間外労働等改善助成金」について

特別教育・研修等のこ案内

中部支部では、次のとおり特別教育・研修等の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ① 5トン未満クレーン運転業務特別教育(2日間)
(学科 8月21日(水)、実技 8月22日(木))
- ② アーク溶接等業務特別教育(3日間)
(学科 8月29日(木)、8月30日(金))
(実技 8月30日(金)、9月2日(月))
- ③ 衛生管理者等研修会(9月11日(水))
- ④ フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育(9月20日(金))
- ⑤ 自由研削と石取替え等業務特別教育(9月27日(金))